

生鮮マグロの産地偽装に関する疑義案件について

平成31年2月22日

県民生活課

1 経緯

平成31年

1月13日 (株)横手水産物地方卸売市場(以下「横手水産」という。)が、平成29年8月から30年3月まで、外国産マグロを国産と偽り、県南のスーパー1店に納入し、その商品をスーパーが販売していたとの報道があった。

1月25日 県は、食品表示法(以下「法」という。)第4条第1項の規定に基づき定められた食品表示基準第24条に違反した疑いにより、法第8条の規定に基づき、横手水産に対する立入検査を実施した。
(関係者から事情聴取及び伝票類等関係書類の検査)

2 現在までに判明している事実

横手水産は、生鮮マグロの原産地について、外国産であるにもかかわらず、「長崎県産」と表示し、県内の小売店に販売していた。

※ イオンスーパーセンター(株)、マックスバリュ東北(株)及び(株)鈴福商店は、独自の調査により、横手水産から納入を受けて販売した「マグロ」に産地の誤りがあったことを公表している。

3 今後の方針

立入検査の結果や取引先への調査等を踏まえ、法違反が認められた場合は、法令等に従い対応する。

【参考】食品表示法について

- ① 法第4条第1項の規定に基づき定められた食品表示基準(平成27年内閣府令第10号)において、農産物・水産物等の生鮮食品について、名称や原産地等の表示が義務づけられている(第24条)。
- ② これに違反した場合は、監督機関(県域事業者は県)が、指示・命令を行うことができる(法第6条)。
- ③ 監督機関は、指示・命令を行ったときは、その旨を公表しなければならない(法第7条)。